第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第33条第1項の 規定に基づき、湧別町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規 定し、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽 減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1. 湧別町

法第3条の規定に基づき、町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

- 2. 遠軽地区広域組合消防署湧別出張所及び上湧別出張所並びに湧別町消防団 遠軽地区広域組合消防署湧別出張所及び上湧別出張所並びに湧別町消防団は、町と 密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。
- 3. 北海道 (オホーツク総合振興局)
- (1) 北海道(オホーツク総合振興局)は、水防管理団体が行う水防が、十分に効果 を発揮するように指導に努めるものとする。
- (2) 知事(総合振興局長)は次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等 にその内容を通知するものとする。
 - ア. 法第10条第1項の規定により、気象庁長官(網走地方気象台長)が気象の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合。
 - イ. 法第10条第2項の規定により、北海道開発局網走開発建設部長が網走地 方気象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合。
 - ウ. 法第16条第2項の規定により、指定した河川につき網走開発建設部長が 発表する水防警報を受けた場合。
- 4. 網走開発建設部遠軽開発事務所
- (1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。
- (2)網走開発建設部の所管する雨量、水位観測所において、観測した雨量、水位を 必要に応じ水防管理者に通知すること。

5. オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所

洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害 を軽減する措置をとること。

6. 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水 防管理者、又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うもの とする。

第3節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を 実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- 1. 安全確保のために配慮すべき事項
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時には通信機器やラジオ等を携行し、安否確認や最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (3) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (4) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知 し、共有しなければならない。
- (8) 津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保するまでは、原則として退避を優先する。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。